

版せ知らせ

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 TEL22-2111 内線 263

鶴田町生活支援 臨時定額給付金 (二万円)を給付 します

《企画観光課》

新型コロナウイルス感染症への経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行う「鶴田町生活支援臨時定額給付金」を給付します。生年月日、振込先口座(当町において「令和二年度定額給付金」もしくは「令和三年度非課税世帯への給付金」を申請された方のみ)が記載されています。現在の世帯主が当時と変更になつていない場合は、振込先口座が記載されていないため、新たな振込先口座を記入して必要書類とともに提出ください。

- **給付対象者**
令和四年六月九日現在で、住民基本台帳に記録されている方
- **受給権者(受け取る人)**
住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
- **給付額**
給付対象者一名につき一万円
- **申請書の発送**
令和四年七月八日(金)
- **申請期間**
申請書が届いた日から十月七日(金)まで
- **必要書類**
本人確認書類
運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、健康保険証

- **の写し、年金手帳の写し等**
- **口座確認書類**
- **通帳またはキャッシュカード**
- **の写し**
- **※振込先口座に変更がない場合は口座確認書類は不要です。**
- **申請方法**
- **郵送申請**
申請書に必要事項を記入して必要書類とともに返信用封筒で返送ください。
- **電子申請**
申請書に記載のURLまたはQRコードから青森県電子申請システム申請画面にアクセスして必要事項を入力し、必要書類(データ)を添付して申請してください。
- **窓口申請**
国際交流会館ロビーまたは企画観光課窓口にて申請を受付けます。(午前九時から午後五時まで)

- **世帯ごとに、申請いただいた口座を振り込みます。**
- **口座をお持ちでない方は、申請書及び本人確認書類を持って窓口までお越しください。**
- **書類の記入誤りや添付書類の不備がある場合、振込に日数がかかりますので、申請前に内容をよくご確認ください。**
- **郵送された申請書に誤りがある方は、お手数をおかけしますが左記までご連絡をお願いします。**
- **問い合わせ・申込先**
企画観光課 まちづくり班
(内線 261、262、263)



国民健康保険証 が郵送されます

《健康保険課》

現在お使いの国民健康保険証は、令和四年七月三十一日(日)が有効期限となっております。八月一日(月)からは新しい国民健康保険証となり、新しい国民健康保険証は、七月下旬に簡易書留で住所地に郵送されますので、到着後は新しい保険証により医療機関などで受診してください。破棄など、旧保険証はご自身で破棄してください。

● **※保険税の滞納がある方には郵送されませんので、七月二十日(水)以降に現在使用している保険証を持参して、健康保険課⑤番窓口へおいでください。**

● **※住民票に記載の住所を、長期入院や出稼などで留守にする場合は、郵便局にて「転送届」の手続きをされるようお勧めいたします。役場で直接受け取りたい方は、七月六日(水)までに電話などでお申し込みください。**

● **※郵送で受け取ることができない方は、八月一日(月)以降に現在使用している保険証と印鑑(代理人の場合は受取印鑑)を持参して、健康保険課⑤番窓口へおいでください。**

● **お問い合わせ先**
健康保険課 国保介護班
(内線 144)

は、誕生月の末日までを有効期限とした「保険証」を郵送します。その後、誕生月に「保険証」の通知を郵送します。

— 新型コロナウイルス感染症対策について —
町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。
— 県知事メッセージの内容 —

1. 基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。
2. 風邪症状などがある方は、出勤・登校・登園等を控え、かかりつけ医等に相談しましょう。
3. 人との距離が十分確保できない状況で会話をすることは、マスクを着用しましょう。

◎オミクロン株は、感染拡大の速度が非常に速く、密集・密閉・密接への対策を1つでも欠くと、感染する危険性が高くなります。

◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金のお知らせ

《町民生活課》
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給されます。

支給対象者

① 世帯員全員の令和四年度住民税（均等割）が非課税の世帯の世帯主
※ただし、課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く
② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和四年一月以降の家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税相当の収入となつた世帯の世帯主
※令和四年二月以降、令和三年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（十万円）の支給を受けた世帯は対象外となります。

支給額

一世帯あたり十万円

支給手続き

① 該当する方
世帯員全員が、令和三年十二月十日以前から現住所にお住まいの場合、令和四年六月一日時点でお住まいの市区町村から確認書が届きますので、必要事項を記入のうえ提出ください。
② 該当する方
世帯の中に、令和三年十二月一日以降に転入した方がいる場合は、令和四年六月一日時点でお住まいの市区町村に申請が必要で

▽申請時にお住まいの市区町村

に申請が必要です。

申請期間

令和四年七月四日（月）
～令和四年九月三十日（金）

※土・日・祝日は除く

申請場所

国際交流会館 ロビー

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
（内線161）

低所得の子育て世帯 に対する子育て世帯 生活支援特別給付金 （ひとり親世帯以外 の低所得の子育て世帯分） のお知らせ

《町民生活課》
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対して生活支援特別給付金を支給されます。

支給対象者

次の①②の両方に該当する方
（※ひとり親世帯分の給付金の支給を受けた方を除く）
① 令和四年三月三十一日時点で十八歳未満の児童（障害児の場合二十歳未満）を養育する父母等
② 平成十六年四月二日から令和四年三月三十一日生まれの児童（障害児は平成十四年四月二日生まれ以降）

※令和四年四月一日から令和五年二月二十八日まで生まれた児童も対象になります。

令和四年度住民税（均等割）が非課税の方または新型コロナウイルス感染症の影響を受け

て令和四年一月以降の家計が

急変し、住民税非課税相当の収入となつた方

支給額

児童一人あたり五万円

支給手続き

▽令和四年四月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方（公務員を除く）は申請不要です。対象となる方には「給付に関するお知らせ」が届きます。

▽その他の方（例：高校生のみ養育している方、家計が急変した方、公務員など）は申請が必要です。

申請期間

令和四年七月四日（月）
～令和五年二月二十八日（火）

※土・日・祝日は除く

申請場所

国際交流会館 ロビー

問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
（内線161）

廃校になった小学校 を活用しませんか

《総務課》
令和二年三月に管内小学校の統廃合に伴い閉校となつた廃校施設の校舎、土地等の有効的な利活用について、産業の振興、雇用の創出、地域の活性化に寄与する事業者等を公募型プロポーザル方式により売却します。

対象施設

旧菖蒲川小学校
旧梅沢小学校

募集要領の配布

令和四年七月一日（金）
～七月二十九日（金）

●応募書類の提出
令和四年八月十七日（水）
～八月三十一日（水）

公募型プロポーザル

入札方式の一種で、定められた要件に対し、民間事業者が技術提案書と価格を提示。提出された案を自治体を選定し、決定する方式。

問い合わせ・提出先

総務課 財務班
（内線275・276）

鶴田町奨学生を募集します

《教育委員会》
町では、人材育成を図るため、鶴田町民のお子さんが高専学校や高等専門学校、短期大学、大学大学院などに入学予定および在学中の学生で、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、奨学金を貸与しております。

●希望される方は、教育委員会学務総務班へお申し込みください。

●所得制限
世帯所得金額 五五〇万円
（世帯員五人以上の場合六五〇万円）

●所得制限
世帯所得金額 六〇〇万円
（世帯員五人以上の場合七〇〇万円）

●貸与額
月額四万円以内
（高等学校は、二万円以内）

●必要書類
●償還期間 九年以内

●利息 無利息

●必要書類

●必要書類

●問い合わせ・提出先
教育委員会 学務総務班
（内線213）

農道補修の申請を受け付けます

《建設整備課》
町では、今年も農道補修（敷砂利）事業を行います。実施時期は七月後半から八月末頃までの予定で、実施方法は現物（砂利など）支給とし、各申請団体の実施数量に応じた負担額について、町が一部助成いたします。

●なお、過去三年間に補修事業を実施した団体には、申請書類一式を送付しますが、新たに希望する団体は、建設整備課土木班へお知らせください。

●受付期限
七月二十二日（金）

●問い合わせ・申込先
建設整備課 土木班
（内線288）

町営住宅入居者募集

《建設整備課》
町営住宅について入居者を募集しています。
●鶴寿団地（長屋）一戸
●みどり団地（戸建て）一戸

詳細については問い合わせ先にご確認をお願いいたします。
 ●問い合わせ先 申込先
 建設整備課 土木班
 (内線287)

実年式(還暦祝)開催中止について

令和四年八月に延期して開催を予定しておりましたが令和三年は、新型コロナウイルス感染症状況等を考慮して、今年度は中止とさせていただきます。
 ●問い合わせ先
 鶴田町公民館
 22-2818

鶴田町子育て支援センターのお知らせ

《鶴田町子育て支援センター》今年度もコロナ感染予防を徹底しながら、また、状況を見ながら行っております。お問い合わせのうえ、ご利用ください。

●保育体験

▽日時 七月十九日(火)
 七月二十日(火)
 七月二十一日(火)

●妊婦・乳児(0歳児)親子保育体験(離乳食体験なし)
 午前九時三十分～十一時
 午後九時三十分～十一時三十分

▽日時 七月二十三日(土)
 七月二十四日(土)
 七月二十五日(土)

▽子育て相談日
 八月二十三日(土)
 八月二十四日(土)
 八月二十五日(土)

※午後一時～三時
 子どもの成長、発達の遅れ、不登校、ひきこもり等子育て上、気にかかりご心配な事は何でもご相談ください。内容によっては、専門家の先生が対応します。
 ※予約制です

▽《親子リフレッシュタイム》
 日時 七月六日(水)
 八月三日(水)
 九月十四日(水)

▽場所 鶴遊館(栄養指導室)
 午前九時～十一時三十分

●七夕の飾りを作ろう

●おぼろで遊ぶ

●おぼろで遊ぶ(金魚ねぶたを作ろう)

●おぼろで遊ぶ(おぼろを作ろう)



マイナンバーカードを取得すると鶴田町商工会共通商品券(5,000円分)がもらえます!

町では、マイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民の生活及び地域経済を支援するため、マイナンバーカードを既に持っている方や新規に取得する方に、1人につき5,000円分の鶴田町商工会共通商品券を差し上げています。(数に限りがあります。8,000人に到達次第終了します。)

是非、この機会にマイナンバーカードを取得しましょう!
 ※最新の商品券交付者数と残数については、町ホームページ「くらしの窓口」→「マイナンバーカード普及推進事業に基づく商品券交付状況」に掲載しています。

●問い合わせ先 町民生活課 くらしの窓口班 (内線153、154)

7月1日から「第72回 社会を明るくする運動」が始まります

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。72回目を迎える今年も「#生きづらさを、生きていく。」のテーマを継続して開始されます。鶴田町保護司会では、町民プラザとスーパーストア敷地内(国道339号バイパス沿い)に「啓発のぼり旗設置」を行います。

令和4年度国民健康保険税の税率を減額します

健康づくりへの取り組みにご協力をいただいております。その効果として医療費が抑えられています。新型コロナウイルス感染症と物価高騰による家庭負担の軽減を図るため、令和4年度の国民健康保険税を減額します。(国保に加入している全世帯が対象となります。)なお、今回の減額措置にあたり申請手続きは不要です。

令和4年度国民健康保険税 税率・税額

区分	所得割率 「(国保加入者の所得—基礎控除額)×税率」	資産割率 「国保加入者の固定資産税×税率」	均等割額 「被保険者数×額」	平等割額 「1世帯×額」
医療分	8.3%	0%	13,800円	0円
後期高齢者支援分	2.3%	0%	3,600円	0円
介護分	2.4%	0%	4,200円	0円
合計	13.0%	0%	21,600円	0円

●改正点(令和4年度分に限る)

- 資産割率 34% → 0% (△34%)
- 均等割額 43,200円 → 21,600円 (△21,600円)
- 平等割額 26,400円 → 0円 (△26,400円)

(全体で約40%、1人当たり28,000円程度減額となります。)

※低所得者に係る軽減措置を受けている場合は、減額後の額から軽減割合に応じて減額します。

●その他の改正点

- 未就学児は、均等割額が2分の1の軽減対象となりました。
- 課税限度額は医療分が63万円から65万円に、後期高齢者支援分が19万円から20万円となりました。

●問い合わせ先 税務会計課 税務相談班 (内線122)

令和4年



町の保健だより

連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）



◆新型コロナワクチンに関するお知らせ◆

<p>追加接種 (4回目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町では、国の方針に基づき、対象となる方への追加接種（4回目）を6月下旬から順次開始しています。 ・追加接種（4回目）は、3回目接種日から5か月以上経過した「60歳以上の方」及び「18～59歳で基礎疾患のある方」が対象です。 ・60歳以上の方には、「接種券」を、3回目接種後5か月を経過する前に、順次発送しています。 ・18～59歳の方には、<u>予約案内</u>を7月から順次発送します。基礎疾患等があり、対象となる方はお電話でご予約ください。接種券は、予約後にお届けします。 <p>※対象年齢は、接種時点の満年齢です。 ※予約受付時に混み合うことを避けるために、3回目接種日の早い順番に小分けにして発送します。 ※お知らせする「予約開始日時」以降に、予約して下さるようご協力をお願いします。</p>	
<p>追加接種 (3回目) 初回接種 (1・2回目)</p>	<p>★随時お電話で受付しています。</p> 	<p>◇接種を希望する方は、早めのご予約をおすすめします。 ◇転入された方や接種券を紛失された方はお問い合わせください。 ◇オミクロン株は感染力が強いため、感染拡大による重症例の増加が懸念されています。感染した後に重症化することや長引く症状（後遺症）が生じることがあるため、接種が推奨されています。</p>
<p>小児接種 (5～11歳)</p>	<p>★現在、平成29年5月10日生まれのお子さんまで接種券を発送しています。5月11日以降に5歳となるお子さんに関しては、日程が決まり次第、順次発送いたします。 ★すでに接種券が届いている方で、これから接種を希望する場合は、お電話でご相談ください。 ★接種を判断する材料として、同封する「厚生労働省新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」を参考にしてください。</p>	

◎予約・相談専用電話 TEL 0173-22-6001（平日 午前9時～午後4時30分）

◆新型コロナウイルス感染症対策について◆

<p>《感染について心配な方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653 ・受診・相談センター（五所川原保健所） TEL 0173-34-2108 	<p>《健康面・予防方法について心配な方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県コールセンター TEL 0120-123-801 ・役場 健康保険課 TEL 22-2111
--	---

介護予防事業 ※詳細は別紙チラシをご覧ください。

からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室

★開催日・対象地区 ※密集・密接を防ぐため、行政区ごとに参加できる日を指定します。



<p>7月4日(月)</p>	<p>富士見町、公園通り、文化通り、菖蒲川、鶴泊、大性、山道、中野、胡桃館、境、松倉、横薈、沖、東瀬良沢、西瀬良沢、鷹ノ尾、駅東町、相原町、みどり町、あさひ町</p>
<p>7月11日(月)</p>	<p>稲元、米元、掛元、稲川、桂井、田の尻、尾原、前中野、後中野、木筒、間山、野木、大巻、新田子、亀田、強巻、派立、寺町、仲町、本町、駅前通り、田中町、桜町、鶴寿団地</p>

★場 所：鶴遊館 ★時 間：午前10時～11時（受付9時30分～） ※会場には9時30分以降にお越しください。

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。お話しした内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

★日 時：7月4日(月) 午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 栄養指導室



発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合は、各種行事への参加を控えてくださるようお願いいたします。また、来場する際はマスクの着用にご協力をお願いします。

集団婦人健診のお知らせ

★婦人健診（子宮頸がん・卵巣がん検診、乳がん検診）

期間：6/26(日)～6/28(火)、7/13(水)～7/16(土)の計7日間

今年度対象で、まだ申し込んでいない方、申し込みを忘れていた方は、今からでも間に合います。また、申込書に「受けない」と記入して提出された方も変更可能です。ぜひご連絡ください。

健診へGO!

